

第 28 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

貸金請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 25 年 8 月 29 日 専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

貸金請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで，年10.75%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

	<p>(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで、年10.75%の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。</p> <p>との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。</p>
	<p>(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで、年10.75%の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。</p> <p>との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。</p>

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。